「放射性廃棄物等の持込み拒否に関する条例（案）」に関する意見等

・意見募集期間　令和２年 12 月 16 日（水）～令和３年１月６日（水）
・意見の提出者　１名
・意 見 の 件 数　１件

条	意見の概要	久慈市の考え方
第４条	「市の責務」に関して、次の項の追加を検討してはどうか。 ２　近隣の市町村が放射性廃棄物等の受け入れの検討を始めたときは、反対の意思を表明しなければならない。 ３　市内への放射性廃棄物等の持込み又は計画等に関する情報を得たときは、関係者に対して事実関係を含む情報提供を求めなければならない。 ４　前項の規定による情報が事実であると認めるときは、速やかに市民並びに岩手県知事に知らせ、必要な措置を講じなければならない。	本条例は、放射性廃棄物等の持込み拒否に関する基本的な理念を掲げる条例としているところであります。 市の責務につきましては、「目的の達成のために必要な施策を推進しなければならない。」と規定しており、基本理念に反する状況が生じた場合は、ご提言いただいた内容を含め、基本理念の達成に必要な対応を広く検討の上実施していく考えであります。